

麻疹(はしか)の予防接種

対象者: 第1期(生後12月から24月に至るまでの間にあるもの)

第2期(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から始期に達する日までの間にある者)

第3期(13歳となる日の属する年度にある者)

第4期(18歳となる日の属する年度にある者)

平成20年度から5年間の時限措置

麻疹排除計画 — 麻疹を5年間で排除 —

— 麻疹に関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第442号) —

○輸入例を除き麻疹確定例が1年間に人口100万人当たり1例未満であること

○95%以上の予防接種率の達成・維持のための取組

→ 補足的接種(平成20年度から5年間の時限措置)として中学1年生及び高校3年生に相当する者への接種勧奨

○実施体制・評価体制の確立

→ 国は、麻疹対策推進会議を設置し、麻疹対策に実施状況に関する評価、公表、必要に応じた施策の見直しを実施

→ 都道府県は、麻疹の発生動向、定期予防接種の接種率及び副反応の発生状況を把握し、地域における対策の進捗状況を評価

予防接種率

第1期:平成20年度末	<u>94.3%</u>	→	平成21年度末	<u>93.6%</u>
第2期:平成20年度末	<u>91.9%</u>	→	平成21年度末	<u>92.3%</u>
第3期:平成20年度末	<u>85.2%</u>	→	平成21年度末	<u>85.9%</u>
第4期:平成20年度末	<u>77.3%</u>	→	平成21年度末	<u>77.0%</u>

麻しん排除に向けた取組みについて

今後の課題

- 2012年度までの残り2年で麻しん排除を達成する必要がある
- 現状としては、目標接種率95%が未達成
- 隣国の韓国は既に2006年に麻しん排除国とされている
- 修学旅行生が麻しん排除国に麻しんを持ち込むことで国際問題に繋がりがねないこと等から、総務省から海外に修学旅行に行く高校2年生に定期接種として柔軟な実施を可能とする方法について検討頂きたいとの要請。



これらの課題については、次回の麻しん対策推進会議において、これまでの取組の評価・目標達成のため残り2年間に行うべきことの整理等を行う。
※次回の麻しん対策推進会議は9月目途で調整中

麻しん対策推進会議

- 麻しんに関する特定感染症指針に基づき、平成24年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標に設置。(平成19年度)
- 上記目標を達成するための麻しん対策の施策の評価・見直しに係る提言等を行う。